

# 福祉事務所だより



令和7年12月号

発行元：青梅市生活福祉課  
☎ 0428-22-1111

## 資産、収入・無収入申告書は 令和8年2月2日（月）までに提出を！

当福祉事務所では、受給者の資産保有状況、収入の有無等を確認するため、毎年12月に資産申告書・収入申告書の提出をお願いしています。

期限までに申告をしなかったり、誤った内容の申告、未申告の収入が判明した場合は、支給した保護費の返還、状況によっては、返す金額が増えたり、法律で罰せられることもありますので、必ず提出してください。

提出するもの 下表を参照して提出漏れがないように

### 1 資産申告書【対象：全受給者】

現金、預貯金、不動産、生命保険、自動車・バイク、貴金属等の保有状況について申告してください。必要に応じて①②の資料を一緒に提出してください。

①	預金口座がある場合… 令和7年1月から現在までの取引明細が確認できるもの	通帳の写し、ネットバンキングの取引明細部分のスクリーンショット等
②	その他の資産がある場合… その他資産が確認できる資料	保険証券や車検証等、その他の保有資産の情報を確認できる資料

### 2 収入・無収入申告書【対象：年度末時点で16～65歳の方（稼働年齢層）】

年金や給与、アルバイト代（未成年者を含む）、保険金、保険料の還付金、ネットオーバーション・フリマによる売上金、親族・知人からの仕送り等、手元のお金が増えるものすべてが申告対象です。必要に応じて③④の資料を一緒に提出してください。

なお、収入がない場合でも、無収入の申告が必要です。

③	給与明細	給与明細の写し等、就労先、収入額が確認できる資料
④	その他収入が確認できる資料	保険金の還付金通知、遺産相続の資料等、収入があったことを確認できる資料

提出方法 以下のいずれかの方法で2月2日（月）までに提出してください。

窓口	福祉事務所（生活福祉課）窓口に、各申告書と一緒に預金通帳、給与明細等を持参のうえ来所してください。 ※12時～13時（午後1時）はお昼休憩のため受付できません。
郵送	福祉事務所（生活福祉課）宛てに、各申告書に預金通帳、給与明細等の写しを同封して郵送してください。 ※郵送料は受給者負担です。 郵送先：〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
LoGoフォーム 【電子申請】	右記のQRコードより市ホームページ経由で申請フォームにアクセスし、申告してください。 ※預金通帳や給与明細の内容を画像としてアップロードしてください。

おすすめ！



△市ホームページ

# 令和8年1月分保護費の支給日が令和7年12月25日に変更となります

当初、福祉事務所だより4月号でお知らせした、令和8年1月分保護費の支給日が、事務処理の都合により、令和8年1月5日から令和7年12月25日に前倒しに変更となります。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解ください。

なお、12月27日～1月4日は年末年始休により市役所が閉庁するため、定例保護費の受け取りはできませんので、ご注意ください。また、年末年始に医療機関等を受診予定の場合は、12月26日までに、医療券の発券を受けるようにしてください。

12/25 (木)	令和8年1月分 支給日
12/26 (金)	年内最後の開庁日 ※26日までに受取れない場合、1月5日以降の支給となります。
12/27(土) ～ 1/4(日)	閉庁日 (年末年始休) 
1/5(月)	年始最初の開庁日 令和8年1月分支給日 ⇒ 12/25に変更

## 12月5日に期末一時扶助を支給します

期末一時扶助とは、年越し資金の名目で12月にのみ支給する保護費です。

支給日	令和7年12月5日（定例保護費と同時支給）			
支給額 (青梅市内)	単身世帯	13,520円	3人世帯	22,720円
	2人世帯	22,030円	4人世帯	25,550円
その他	※お住まいの地域、世帯人数、生活状況等により変わりますので、詳細については、担当のケースワーカーにご確認ください。			

## マイナンバーカードを活用したタクシー運賃助成 ぜひ活用を！

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満75歳以上の方</li> <li>・満65歳以上で運転免許証を持っていない方</li> <li>・運転経歴証明書を持っている方</li> <li>・妊娠婦（妊娠中または出産後1年以内の女性）</li> <li>・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のうち、いずれかを持っている方</li> </ul>
助成内容	<p>京王自動車株式会社の青梅・福生営業所から配車されたタクシー運賃の2分の1を上限に、100円単位（端数切上げ）で助成します。</p> <p>利用登録の手続き後、「3,000円／月 × 年度末までの月数」の金額がマイナンバーカードに付与されます。</p>
利用方法	<p>事前に利用者本人が、交通政策課（市役所5階）または梅郷、沢井、小曾木、成木の各市民センターに来所し利用登録の手続き（※）を行ったうえで所定のタクシーを利用すると、運賃精算時に助成（運賃の減額）を受けることができます。</p> <p>※持ち物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナンバーカード（4桁の利用者証明用暗証番号が必要）</li> <li>・その他必要なものがあります。</li> </ul> <p>詳細は広報おうめ10月1日号1面または右記のQRコードより市ホームページでご確認ください。</p>
生活保護上の取扱い	助成金額（利用登録後、マイナンバーカードに付与された金額）は収入認定しません。



△市ホームページ

問合せ（市役所☎0428-22-1111） ▶タクシー運賃助成事業について…交通政策課  
▶生活保護上の取扱いについて…生活福祉課